

岩手県告示第262号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成27年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸南沿岸室浜漁港海岸片岸地区海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点26までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点26と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯39度20分29秒27514、東経141度54分26秒61280
- 基点2 北緯39度20分29秒33961、東経141度54分25秒11178
- 基点3 北緯39度20分31秒24787、東経141度52分45秒69449
- 基点4 北緯39度20分31秒39202、東経141度54分25秒76066
- 基点5 北緯39度20分31秒59316、東経141度54分26秒11621
- 基点6 北緯39度20分31秒61677、東経141度54分25秒80847
- 基点7 北緯39度20分31秒62997、東経141度54分25秒65762
- 基点8 北緯39度20分32秒33469、東経141度54分24秒11133
- 基点9 北緯39度20分32秒45319、東経141度54分23秒98426
- 基点10 北緯39度20分43秒61396、東経141度54分11秒35063
- 基点11 北緯39度20分33秒52802、東経141度54分23秒88641
- 基点12 北緯39度20分33秒55034、東経141度54分23秒85429
- 基点13 北緯39度20分33秒58380、東経141度54分23秒83600
- 基点14 北緯39度20分33秒56547、東経141度54分23秒68860
- 基点15 北緯39度20分33秒64480、東経141度54分23秒62858
- 基点16 北緯39度20分33秒66389、東経141度54分23秒59109
- 基点17 北緯39度20分36秒06288、東経141度54分24秒67478
- 基点18 北緯39度20分39秒09754、東経141度54分27秒56209
- 基点19 北緯39度20分39秒10323、東経141度54分27秒57116
- 基点20 北緯39度20分39秒25822、東経141度54分27秒88630
- 基点21 北緯39度20分39秒28513、東経141度54分27秒91081
- 基点22 北緯39度20分39秒68367、東経141度54分30秒51307
- 基点23 北緯39度20分39秒74738、東経141度54分30秒75661
- 基点24 北緯39度20分39秒85122、東経141度54分31秒00865
- 基点25 北緯39度20分39秒88006、東経141度54分31秒12357
- 基点26 北緯39度20分39秒48197、東経141度54分34秒41074

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部に備えておいて縦覧に供する。